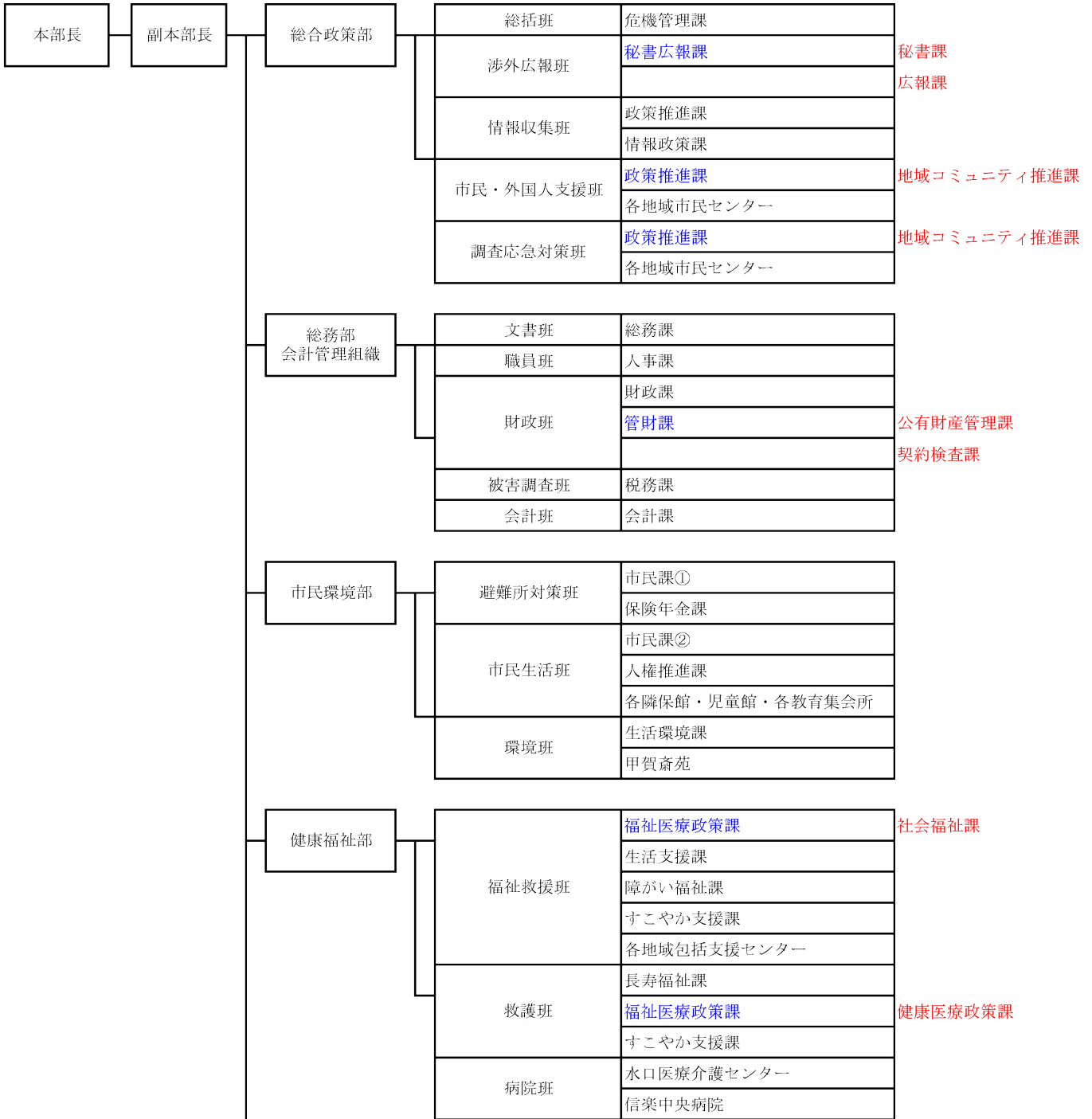


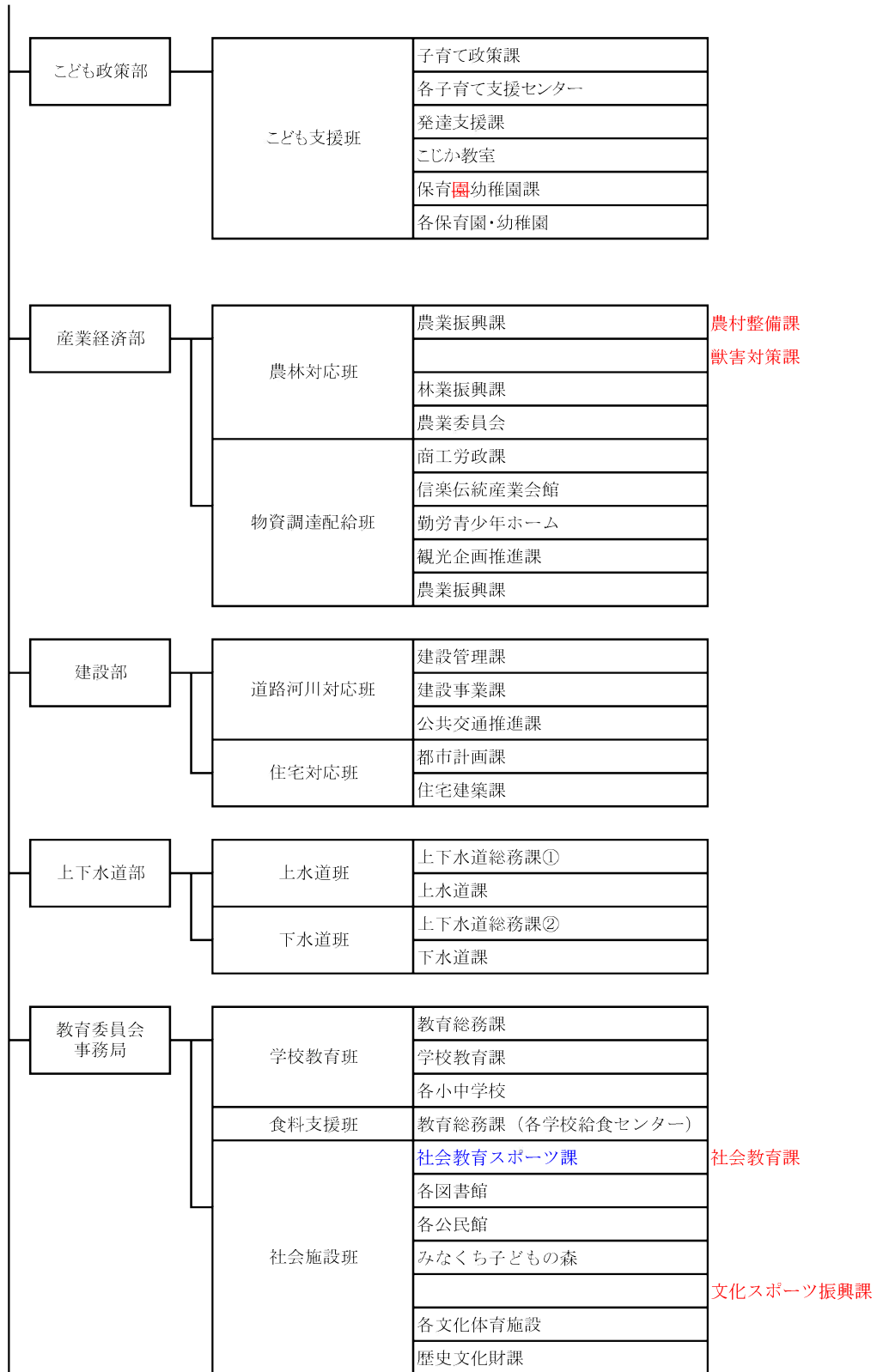
## 組織・機構の改編に伴う修正

平成 30, 31 年度の組織・機構の改編による新体制に合わせ、甲賀市防災計画掲載の事務分掌を見直すもの。今回提示する資料は、初動マニュアル中の事務分掌表である。

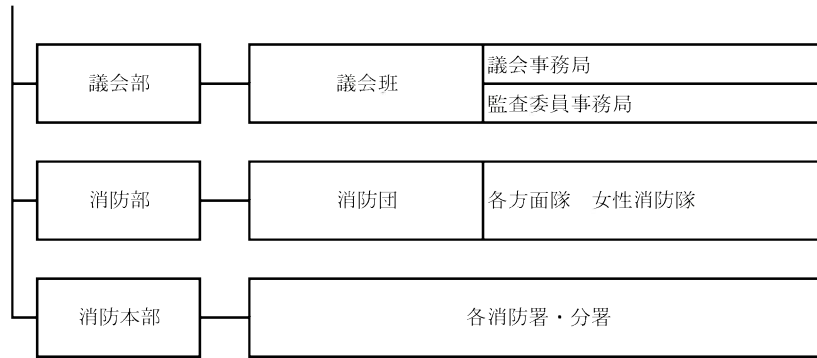
令和元年度災害対策本部組織図（案）



令和元年度災害対策本部組織図（案）



令和元年度災害対策本部組織図（案）



令和元年度災害対策本部事務分掌（案）

部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
総合政策部 部長次長級職員	総括班	危機管理課長	・消防団（水防団）に関すること。
			・県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関すること。
			・本部の設置及び閉鎖に関すること。
			・災害対策の総括に関すること。
			・電気、ガス、通信機関の情報に関すること。
			・ライフライン情報に関すること。
			・危険物施設の災害に関すること。（消防本部）
			・自衛隊の応援要請に関すること。
	・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関すること。		
	渉外 広報班	広報課長 (秘書課長) 秘書広報課長	・報道機関に対する情報提供、連絡調整に関すること。
			・市民に対する情報周知に関すること。
			・災害にかかる広報・広聴に関すること。
			・災害の記録、撮影に関すること。
	情報 収集班	政策推進課長 (情報政策課長)	・被災地の各種陳情及び慰問、見舞に関すること。
			・被害状況の情報収集及び取りまとめに関すること。
			・各部局への情報提供に関すること
・ <del>水口</del> 庁舎及び各施設の通信機能の確保と回線の確保			
・所管施設の被害調査・応急手当に関すること。			
・部内の調整に関すること。			
・災害復興方針、計画に関すること。			
市民 支援班	地域コミュニティ推進課長 政策推進課長	・避難誘導の連絡調整に関すること。	
		・市民との連絡調整に関すること。	
		・被災者窓口に関すること。	
		・会計班との調整に関すること。	
調査応急 対策班	地域コミュニティ推進課長 政策推進課長	・災害時における外国人支援に関すること	
		・災害時多言語情報センターに関すること	
		・道路、河川、下水道、水道等の被害の連絡調整に関すること。	
総務部 部長次長級職員	文書班	総務課長	・所管施設の災害復旧に関すること。
			・物資調達配給班との調整に関すること。
	職員班	人事課長	・部内の調整に関すること。
			・災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関すること。
			・地域派遣職員等、災害に従事する職員の動員に関すること。
			・他の部等への応援に関すること。
	財政班	公有財産管理課長 管財課長 (財政課長) <del>(契約検査課長)</del>	・参集していない職員の安否確認に関すること
			・災害派遣職員の身分取扱いに関すること。
			・公務災害補償に関すること。（消防団員も含む。）
	被害 調査班	税務課長	・広報用車両及び災害時対応車両の確保及び配車に関すること。
			・災害関係の予算に関すること。
			・市有財産（行政財産を除く。）の管理に関すること。
被害 調査班	税務課長	・建物被害状況調査に関すること。	
		・災害減免及び猶予に関すること。	
		・り災証明の発行に関すること。	

令和元年度災害対策本部事務分掌（案）

部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
会計管理組織	会計班	会計課長	・災害時に必要な物品の出納に関する事。
			・義援金の受け入れ、保管に関する事。
			・災害関係経費の支出に関する事。
市民環境部 部長次長級職員	避難所対策班	保険年金課長 (市民課長)	・避難所対応に関する事。
			・市内避難所の総括に関する事。
			・避難所における物資供給等に関する事。
			・帰宅困難者の対応に関する事。
			・被災者等災害相談に関する事。
	市民生活班	市民課長 (人権推進課長)	・部内の調整に関する事。
			・所管施設の災害復旧に関する事。
			・災害ボランティアの応援受付、対応に関する事。
			・外国人通訳(相談)に関する事。
	環境班	生活環境課長	・し尿処理に関する事。
			・遺体の安置に関する事。
			・災害廃棄物の処理に関する事。
・廃棄物処理の協力応援体制に関する事。			
・身元不明者等の埋葬・火葬に関する事。			
・愛玩動物の保護に関する事。			
健康福祉部 部長次長級職員	福祉救援班	社会福祉課長 福祉医療政策課長 (生活支援課長) (障がい福祉課長) (すこやか支援課長)	・高齢者、障がい者等への救護に関する事。 (救護班との調整、協力)
			・避難行動要支援者名簿登録者の確認に関する事。
			・災害ボランティア(福祉関係)に関する事。
			・部内の調整に関する事。
			・所管施設の災害復旧に関する事。
			・福祉避難所に関する事。
			・日本赤十字奉仕団との調整に関する事。
			・行方不明者等の捜索、収容に関する事。
			・社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
			・被災者及び支援者への支援に関する事。
			・被災見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事。
			・災害援護資金の貸付に関する事。
	・災害救助法に関する事。		
	救護班	健康医療政策課長 すこやか支援課長 (長寿福祉課長) <del>(すこやか支援課長)</del> (福祉医療政策課長)	・救急機関(消防署含む)との連絡調整に関する事。
			・医療災害ボランティアに関する事。
			・医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。
			・所管施設の災害復旧に関する事。
			・医療救護及び救護所の設置運営に関する事。
			・医療機材、医療品等の需給調整及び救護医療の受領、保管及び配分に関する事。
	・感染症予防対策に関する事。		
病院班	信楽中央病院長 水口医療介護 センター長 (医長) (事務長) (医療技術部長) (看護部長)	・救急医療に関する事。	
		・病院施設の被害調査に関する事。	
		・病院施設の災害復旧に関する事。	
		・救護班との連絡調整に関する事。	

令和元年度災害対策本部事務分掌（案）

部名及び 担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
こども政策部 部長次長級職員	こども 支援班	子育て政策課長 (発達支援課長) (保育幼稚園課長)	・災害孤児に関する事。
			・所管施設の被害調査に関する事。
			・所管施設の災害復旧に関する事。
			・関係施設の避難所に関する事。 (学校教育班と連携する事)
産業経済部 部長次長級職員	農林 対応班	農業振興課長 農村整備課長 (林業振興課長) <del>(<del>災害対策課長</del>)</del> (農業委員会事務局長)	・農林水産関係被害状況調査に関する事。
			・道路河川対応班及び上下水道部との連携に関する事。
			・所轄避難施設の対応に関する事。
			・農林水産施設の災害復旧に関する事。
	・林地崩壊対策に関する事。		
	・家畜等動物の救護及び対策に関する事。		
	物資 調達 配給班	商工労政課長 (農業振興課長) (観光企画推進課長)	・避難生活物資の調達、配給に関する事。(総括)
			・部内の調整に関する事。
・所管施設の災害復旧に関する事。			
・避難世帯への生活・食料物資の調達、配給に関する事。 ・日本赤十字奉仕団、給食センターとの食料調整に関する事。 ・義援品(医療品、医療機材、建築資材等の特定品を除く。)の受け入れに関する事。			
建設部 部長次長級職員	道路 河川 対応班	建設管理課長 (建設事業課長) (公共交通推進課長)	・道路、河川等関係の被害状況調査に関する事。
			・通行不能箇所の調査及び対策に関する事。(警察との連携。)
			・部内の調整に関する事。
			・緊急輸送道路確保に関する事。
			・建設業者等への応援依頼等、連絡調整に関する事。
			・緊急建設資材等の調達に関する事。
			・道路、河川等関係の災害復旧に関する事。
			・土石流、地すべり崩壊、急傾斜地対策に関する事。
	・信楽高原鉄道並びに、公共交通機能の被害状況の情報収集及び使用可能性に関する事。 ・公共交通機能の確保及び利活用に関する事		
	住宅 対応班	住宅建築課長 (都市計画課長)	・所管避難施設の対応に関する事。
			・所管施設の被害調査に関する事。
			・所管施設の災害復旧に関する事。
			・被害住宅相談及び診断に関する事。
			・宅地崩壊対策に関する事。
・崩壊建築廃材対応に関する事。(環境班との連携)			
・緊急建設資材等の調達に関する事。			
・仮設住宅建設に関する事。			
・仮設住宅入居に関する事。			

令和元年度災害対策本部事務分掌（案）

部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
上下水道部 部長次長級職員	上水道班	上水道課長 (上下水道総務課長)	・水道施設の被害調査に関する事。
			・部内の調整に関する事。
			・飲料水の市民への供給に関する事。
	下水道班	下水道課長 (上下水道総務課長)	・水道施設の災害復旧に関する事。
			・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事。
			・緊急事業による配給水の広報に関する事。
教育委員会事務局 部長次長級職員	学校 教育班	教育総務課長 (学校教育課長)	・上水道に係る相談に関する事。
			・下水道施設の被害調査に関する事。
			・下水道施設の災害復旧に関する事。
			・下水道に係る相談に関する事。
			・学校施設の被害調査に関する事
			・教育関係施設の避難所に関する事。 (こども支援班と連携する事)
	食料 支援班	教育総務課長 (各学校給食センター所長)	・部内の調整に関する事。
			・避難所対策班との連絡調整に関する事。
			・学校施設の災害復旧に関する事
	社会 施設班	社会教育課長 社会教育スポーツ課長 <del>(文化スポーツ振興課長)</del> (歴史文化財課長)	・教育関係義援金の受領、保管及び配分に関する事。
			・学校給食センターの管理運営に関する事
			・他の給食センターとの連絡調整に関する事。
議会部 議会事務局長 監査委員事務局長	議会班	議事課長	・物資調達配給班との調整に関する事。
			・食料支援に関する事。
			・所管施設の被害調査に関する事。
			・避難所対策班との連絡調整に関する事。
消防部 消防団長 副団長	消防団	各方面隊長 女性消防隊長	・所管施設の災害復旧に関する事。
			・関係施設の避難所に関する事。
			・市議会等の連絡調整に関する事。
消防部 消防団長 副団長	消防団	各方面隊長 女性消防隊長	・他班への応援に関する事。
			・災害の防ぎよに関する事。
			・災害の応急措置に関する事。
消防部 消防団長 副団長	消防団	各方面隊長 女性消防隊長	・救助活動支援に関する事。
			・災害の防ぎよに関する事。
			・災害の応急措置に関する事。

※ 各班の所掌事務分担任表以外の事務分担任は、市行政組織規則の分掌事務等によるものとする。

※ 職員が参集次第、災害警戒本部体制、又は災害対策本部体制に移行する（24時間以内）